

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田 550 番地
（名称） 株式会社プラコー

上記被審人に対する平成 20 事務年度（判）第 15 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 300 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 4 月 20 日

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実

被審人は、埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田 550 番地に本店を置き、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されている会社であるが、被審人は、売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、

第 1

平成 19 年 12 月 21 日、関東財務局長に対し、被審人の平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの中間会計期間につき、経常損益が 68 百万円（百万円未満切捨て。以下、経常損益額、中間純損益額、純資産額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これ

を2百万円の利益と、中間純損益が95百万円の損失であったにもかかわらず、これを7百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が475百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に638百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した被審人の第48期事業年度中間会計期間に係る半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、

第2

平成20年6月30日、関東財務局長に対し、被審人の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの会計期間につき、経常損益が64百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と、当期純損益が97百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が451百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に625百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した被審人の第48期事業年度会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し

たものである。

(2) 法令の適用

第1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第2項前段、法第24条の5第1項

第2

旧金融商品取引法第172条の2第1項本文、法第24条第1項本文

第1及び第2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書

類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

(3) 課徴金の計算の基礎

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、被審人の第 48 期事業年度中間会計期間に係る半期報告書及び同事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (46,774 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、法 185 条の 7 第 6 項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 48 期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計 4,500,000 円が、同有価証券報告書に係る算出額 (3,000,000 円) と、同半期報告書に係る算出額に 2 を乗じた額 (3,000,000 円) のいずれか高い額 (3,000,000 円) を超えることから、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 \div (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 \div (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

平成 21 年 2 月 17 日

金融庁長官 佐藤 隆文